

監 査 報 告 書

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

理事長 高 橋 隆 晋 殿

令和7（2025）年5月7日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

監事 信 太 貢 印

監事 今 川 嘉 典 印

監事 加 藤 政 也 印

監事 櫻 井 清 印

私ども公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「当法人」という。）の監事4名は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第26会計年度における当法人の会計監査及び業務監査を行った。その結果を次のとおり報告する。

なお、監査を行うにあたっては、当法人の健全で持続的な成長を確保し、それを担保することが監事の基本的な責務であることと認識し、当法人の良質な統治体制の確立と運用による社会的責任の遂行及び社会的信頼の向上を基本的な視点とした。

特に、業務監査においては、理事の職務の遂行が法令・定款を遵守して行われているかどうかのみならず、理事の執行判断にかかわる事項については、善管注意義務違反がないかどうかも監査の対象とした。

第1 監査の方法の概要

- 1 会計監査については、当法人の本部及び各支部の決算関係書類たる帳簿並びに書類の閲覧等、必要と思われる監査手段を用いて当該書類の正確性を検討した。
- 2 業務監査については、理事会及び常任理事会、その他会議への出席並びに理事からの報告の聴取等により、執行の決定過程及びその内容並びに理事の業務執行の法令、定款への抵触及び善管注意義務違反の有無を検討した。

第2 監査意見

1 会計監査

（1）公益法人会計基準に規定する財務諸表は、会計帳簿の記載の金額と一致し、当法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。

（2）財務三基準について

- ① 収支相償（公益目的事業の収益が公益目的事業を実施する際に生じる適正な費用を超

えないこと)

令和6年度の公益目的事業経常収益 641,515,766 円及び特定費用準備資金の公益目的事業取崩額 13,660,000 円の合計 655,175,766 円(公益目的事業収益)が、経常費用 871,285,632 円を超えていないので、基準を満たしている。

*公益目的事業に係る特定費用準備資金を取り崩した金額がある場合には、その取崩額を収支相償の計算上は収入とみなして事業に関する収入の額に加算する。

- ② 公益目的事業比率(公益法人の活動全体における公益目的事業活動の割合がその費用額において50%以上であること)

令和6年度の公益実施費用額(事業費―特定費用準備資金取崩額)は857,625,632 円、管理運営費用額(管理費―特定費用準備資金取崩額)は292,672,378 円で、その比率は74.6%であり、50%を超えているので、基準を満たしている。

*特定費用準備資金を取り崩した金額がある場合には、その取崩額を費用のマイナスとみなして事業等の区分に応じてそれぞれの経常費用から減算する。

- ③ 遊休財産保有制限(公益法人の各事業年度の末日における遊休財産額がその年度の公益目的事業の実施に係る費用の額を超えないこと)

令和6年度の遊休財産額は857,815,563 円、遊休財産の保有上限額(事業費―特定費用準備資金の公益目的事業取崩額)は857,625,632 円で、遊休財産額が189,931 円超過しており、基準を満たしていない。

*公益目的事業に係る特定費用準備資金を取り崩した金額がある場合には、その取崩額を費用のマイナスとみなして遊休財産額の上限額である1年分の公益目的事業費相当額から減算する。

- (3) 支部と本部間の清算未了について

特定の支部において、令和4年度分の本部に組み入れるべき支部保有の遊休財産の処理が未了のため未収金が存在し、また、当該支部への交付金の未払いが存在している。この問題を早期に是正するよう令和5年度の監査報告書において指摘したが、令和6年度中に是正されず、令和4年度分に加えて令和5年度分も同様に未収金が積みあがることとなった。

なお、同支部に関しては、本部による一時業務執行者が選任されており(後述2業務監査(1))、同執行者が支部の会計事務を行うこととされていることから、早期に会計上の処理を行うべきである。

2 業務監査

- (1) 支部運営について

支部運営を担う支部役員の欠缺により、支部活動が停止又は休止し、支部機能が十分に働かず、支部の事業執行及び会計処理が滞っている支部の存在は数年前から顕在している。この問題の解決のため、令和6年度に特定の支部において本部常任理事が一時業務執行者に選任され、業務が開始されたことは評価すべきことである。

- (2) その他

理事の職務執行に関する不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はない

と認める。

3 その他の事項に関する監査意見

(1) 会員数、後見人等候補者名簿登載者数の増加策

当法人の会員数は年々増加しているとはいえ、地域による偏りがみられる。また、新入会員の獲得策は各支部及び本部において適宜実施されている一方、毎年一定数の退会者が生じている。後見人等候補者名簿登載者数にも同様の傾向がみられる。

今後は、地域の実情に応じた増加策、より具体的な退会者の引き止め策の検討、着手が必要であると考ええる。

さらには、将来を見据えた根本的な検討（例えば、支部の区域見直し）等も行うべきである。

現在、家庭裁判所では後見人等を選任するに際し、当法人の会員であり名簿登載者であることを重要視せず、他の職能や組織、団体及びその構成員を選任することが増えている。特に後見人等に就任可能な者の数の少ない地方において、この傾向は顕著である。退会及び名簿登載の辞退の理由として、入会し名簿登載されても後見人等へ選任されないことが挙げられている。

しかし、当法人における質の高い研修、厳しい業務監督制度、もしものときに備えた名簿登載者の財産侵害に関する交付金制度は、当法人の会員であり名簿登載者が後見人等に最も相応しい職能であることの理由であり、制度開始以来、資格者後見人として最も数多く選任されてきたことがそれを物語っている。このことを家庭裁判所に説明し理解を求め、当法人の会員であり名簿登載者を積極的かつ優先的に成年後見人等へ選任することを求めることも必要であろう。

(2) 不祥事防止

会員による不祥事については、「特定会員に対する通帳の原本確認」「全件通帳確認」等、他の専門職団体等には見られない誇るべき対応がなされているものと評価できる。

一方、今期も不祥事ゼロとはならなかった。また、高額な不正事案も生じた。研修カリキュラムのさらなる充実、会員の受講徹底にも期待するが、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」（令和7年3月7日公表）においても、専門職団体に対して「引き続き、保険外での補償の充実」が求められていることもあり、財産侵害についても交付金の上限（令和5年に1000万円へ増額）についても、更に検討されたい。

さらに、当法人内に制度として置かれている不正防止策に関する研修やメンタルヘルスに関する研修を、会員の研修履修に過度の負担とならないよう配慮しつつ、指定研修とすることも検討されたい。